

議第249号

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例の制定について
京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例
京都市衛生環境研究所条例の一部を次のように改正する。
第 1 条中「京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2」を「京都市中京区壬生
東高田町 1 番地の20」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市衛生環境研究所の位置の表示を変更する必要があるので提案する。